資料３－２

大韓民国産及び台湾産ビスフェノールAに対する不当廉売関税の課税

令和８年１１月２０日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

調査の概要等

調査の概要

- 関税定率法第8条第5項に基づき、大韓民国（以下「韓国」）産及び台湾※産ビスフェノールＡに関し、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、令和7年8月20日から調査を実施。

※台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域をいう。以下同じ。

【調査対象貨物】

- 名称：ビスフェノールＡ
- 品目番号：第2907.23号（基本税率：3.1%、RCEP税率：無税）
- 特徴：フェノールとアセトンから生成された有機化学品。形状は白色の固体（顆粒状又は粉末状）。
- 主な用途：ポリカーボネート樹脂（建材、車のヘッドランプ、電化製品の筐体、光ディスク）
  エポキシ樹脂（車や船舶の塗料、飲料用缶内面塗料）等

【外観】



顆粒状

【用途例】



建材（パネル）
（ポリカーボネート樹脂）



車のヘッドランプ



飲料用缶内面塗料
（エポキシ樹脂）

（出典：申請者提供資料）

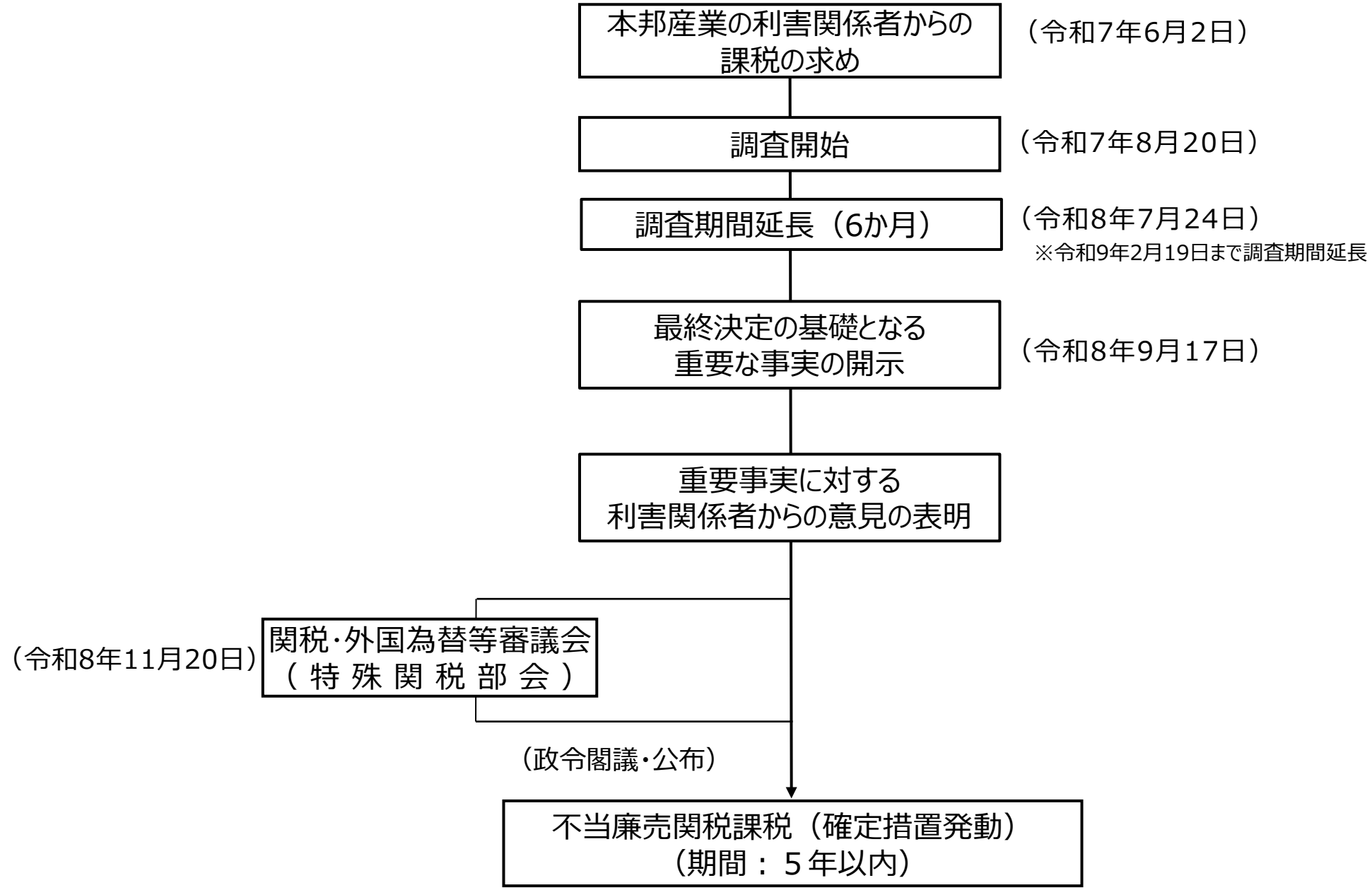
【調査対象期間】

- 不当廉売がされた貨物の輸入の事実：令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：令和3年4月1日～令和7年3月31日

不当廉売関税の課税要件（関税定率法第8条第1項）

① 不当廉売がされた貨物の輸入の事実が認められること。
② 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められること。
③ 本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

調査・課税手続きの流れ


本邦産業の利害関係者からの課税の求め
（令和7年6月2日）
調査開始
（令和7年8月20日）
調査期間延長（6か月）
（令和8年7月24日）
※令和9年2月19日まで調査期間延長
最終決定の基礎となる重要な事実の開示
（令和8年9月17日）
重要事実に対する利害関係者からの意見の表明
（令和8年11月20日）
関税・外国為替等審議会（特殊関税部会）
（政令閣議・公布）
不当廉売関税課税（確定措置発動）
（期間：５年以内）

不当廉売がされた貨物の輸入の事実

不当廉売差額率の算出

不当廉売差額率（%）＝（（正常価格－輸出価格）／輸出価格）×１００

➢ 正常価格及び輸出価格
韓国供給者２者（注１）及び台湾供給者２者（注２）から提出された質問状に対する回答を正常価格及び輸出価格として各々算出。

（注1）LG Chem, Ltd.、KUMHO P&B CHEMICALS, INC.
（注2）CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.、NAN YA PLASTICS CORPORATION

調査結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売がされた貨物の輸入の事実が認められた（注）。

（注）韓国供給者LG Chem, Ltd.が生産する貨物を除く。

- 算出された不当廉売差額率は表１のとおり。

【表１】 不当廉売差額率

国（地域）・海外供給者名		不当廉売差額率
韓国	・LG Chem, Ltd.	▲6.74%
	・KUMHO P&B CHEMICALS, INC. ・その他の者	7.43%
台湾	・CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.	2.62%
	・NAN YA PLASTICS CORPORATION ・その他の者	9.48%

※　▲は、輸出価格が正常価格よりも高いことを示す。

実質的な損害等の事実

検討

- 不当廉売がされた貨物の輸入

⇒ 韓国及び台湾産品の輸入量(B)は増加し、本邦における市場占拠率(D)を拡大させた。

- 本邦産業への影響

⇒ 本邦産業においては、需要量(A)が減少する中で、取引先から販売価格の値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、製造原価の上昇分(F)を十分に価格(E)に転嫁することができず、販売量(C)や売上高(I)は大きく減少し、営業利益(J)は令和4年度以降赤字となっている。

- 因果関係

⇒ 韓国及び台湾以外の国・地域からの貨物による本邦産品の価格や販売量への影響は認められず、韓国及び台湾からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた。

【表２】 本邦産業の状況

	① 令和３ 年度	② 令和4 年度	③ 令和5 年度	④ 令和6 年度	(参考) ①と④の差
本邦需要量(A)	100	91	79	72	▲28
韓国・台湾産品の輸入量(B)	100	78	150	218	＋118
本邦産品の販売量(C)	100	88	77	60	▲40
韓国・台湾産品の市場占拠率(D)	100	86	188	302	＋202
本邦産品の価格(E)	100	88	82	90	▲10
本邦産品の製造原価(F)	100	133	147	139	＋39
韓国・台湾産品の価格(G)	100	78	63	65	▲35
価格比（%）(H) ＊	130～ 150	110～ 130	100～ 120	80～ 100	
本邦産品の売上高(I)	100	75	61	54	▲46
本邦産業の営業利益(J)	100	▲10	▲44	▲10	▲110

凡例：非開示データのため、表中、令和3年度の数値を100とする指数を記入((H)を除く)
(H)は、実際の価格を用いて算出した結果をレンジ表記
＊価格比（%）(H)
＝（韓国・台湾産品の価格(G)／本邦産品の価格(E)）×100

調査結果

- 不当廉売がされた貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

重要事実の開示

重要事実の開示

- 令和８年9月17日、利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実（重要事実）として以下を通知。

重要事実記載事項

- 調査対象貨物、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項
- 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
- 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入と実質的な損害との間の因果関係

（参考）WTOアンチダンピング協定　第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとらないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

利害関係者からの主な意見（重要事実（令和8年9月17日）に対する反論）

利害関係者からの反論	調査当局の見解
1．「その他の供給者」に適用される不当廉売関税率に係る韓国供給者からの反論	
・調査協力していない韓国の「その他の供給者」に対する不当廉売差額率について、当局は、調査協力した当社の不当廉売差額率と同率を採用しているが、その根拠が説明されていない。	・当該不当廉売差額率について、当局は、知ることができた事実のうち、合理性等を総合的に勘案して最も妥当と判断できる情報に基づき算出した。（ファクツ・アヴェイラブル（FA）の適用） ＊FAにおいていかなる情報を採用するかは調査当局に一定の裁量が認められており、全ての情報を比較評価することは義務付けられていない。
2．正常価格に係る台湾供給者からの反論【不当廉売輸入の事実】	
・当局は、国内販売価格から「在庫金利費用」等を控除した上で工場出荷段階の価格を正常価格として算出し、これを生産費用と比較。この結果、生産費用が上回るもの（コスト割れ）を正常価格の算定から外している。当社はそもそも、「在庫金利費用」等は国内販売価格に含めておらず、計算においてそれらを控除すべきではない。	・AD協定2.4のとおり、同じ条件での価格を算出した上で、比較検討を行ったものである。 ・当該台湾供給者から提出された調査回答では、国内販売価格から「在庫金利費用」等を控除して、工場出荷段階の価格が算出されており、左記主張とは異なっている。
3．本邦産業の輸出実績に係る反論【本邦産業に与える実質的な損害等の事実】	
・本邦産業の悪化は不当廉売輸入だけでなくアジアでのビスフェノールAの供給過剰等に伴う本邦輸出量の大幅な減少によっても生じた。 ・輸出依存度の高い設備では、輸出損益のみを控除しても、輸出減少に伴う国内事業への影響を除去したことにはならず、独立した損害要因として検討すべき。	・輸出実績の悪化による影響と不当廉売輸入による国内販売への影響とを区別して検討した。 ・輸出による影響を考慮しても、国内市場では調査対象貨物の輸入量・市場占拠率が拡大する一方、本邦産品の販売量・市場占拠率が低下していること等から、不当廉売輸入による損害が認められる。
※　海外供給者及び申請者から反論に対する再反論の提出あり。	

重要事実で示した判断を変更する必要はないものと認められた

調査結果

「不当廉売がされた貨物の輸入の事実」及び「当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」に関する事実認定が確定。

不当廉売関税の課税

本邦産業保護の必要性

- 不当廉売がされた貨物の輸入の事実：有
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：有
- 不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を否定する特別の事情：無

不当廉売輸入による損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税を課する必要性が認められる。

不当廉売関税の課税

- 不当廉売関税の課税要件を満たしていることから、表３のとおり不当廉売関税（韓国供給者LG Chem，Ltd.を除く）を課することが適当
（期間は、ＷＴＯ協定及び法令で認められた期間内である５年間）。

【表３】不当廉売関税率

国（地域）・海外供給者名		不当廉売関税率
韓国	・KUMHO P&B CHEMICALS, INC. ・その他の者	7.0%
台湾	・CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.	2.4%
	・NAN YA PLASTICS CORPORATION ・その他の者	8.7%

（注）不当廉売関税率＝（不当廉売差額／本邦輸入価格）×100

（参考） 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方

